

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 4 年度第 1 回 富士見市こども家庭福祉審議会 議事録</p>						
日時	令和 4 年 4 月 2 5 日 (月)		開会	午後 2 時 0 0 分		
			閉会	午後 3 時 3 5 分		
場所	中央図書館 2 階 視聴覚ホール					
出席者	委 員	矢島委員	宮委員	丸山委員	柳原委員	松本委員
		○	○	○	○	○
		戸田委員	清水委員	石川京委員	佐野委員	石川泉委員
		○	○	○	○	○
		堀口委員	四ノ宮委員	水野委員	関委員	安達委員
		○ 途中退席	欠	欠	欠	欠
		小林委員				
	○					
事務局	子ども未来部長、子育て支援課長、子育て支援課副課長、子育て支援課主査、子育て支援課主任、保育課長、保育課副課長、子ども未来応援センター所長、子ども未来応援センター副所長、みずほ学園長					
公開・非公開	公開（傍聴者なし）					
議題	<p>1 開 会 子育て支援課長</p> <p>2 あいさつ 子ども未来部長</p> <p>3 新委員紹介</p> <p>4 議 題 (1) 夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～の検証結果および見直し案について</p> <p>5 事務連絡</p> <p>6 閉 会</p>					

議 事 内 容

1 開 会 子育て支援課長
～資料確認～

2 あいさつ 子ども未来部長
会長

3 新委員紹介
ファミリーサポートセンター会員 堀口委員

異動により事務局職員紹介
子ども未来応援センター 益子所長

4 議 題

<議事>

(1) 夢つなぐ富士見プロジェクト+ (プラス) ～富士見市子どもの貧困対策整備計画～の検証結果および見直し案について

～事務局より説明～

【会 長】拡大と修正に絞って、ご意見をいただきたいと思います。この件に関しては、こういう方法も取り上げられるのではないかな等、具体的な方法について、ご意見いただけると助かりますので、よろしく願いいたします。

P1 第1節 1-①子ども未来応援センター(子育て世代包括支援センター)の設置
1-②子ども未来相談窓口の設置

【委 員】子どもの相談支援の関係で、「支援が必要な家庭の早期発見から虐待の未然防止」の「早期発見」は、どのように捉えているのでしょうか。

【事務局】子ども未来応援センター(以下、「応援センター」という。)では、母子健康手帳の交付時に、そのご家庭の子育て環境や、祖父母等支援者の状況などを細かく聞きとります。その面接時に産後に子どもの養育が心配される場合には、産前から支援を行えることから、早期に発見できるということです。

【委 員】母子保健推進員は、2～3か月のお子さんの全戸訪問を、目標に活動しております。私たちは個人のお宅に上がらせていただいて、子どもの様子を見たり、子育てガイドを活用し子育て支援センター(以下、「支援センター」という。)等を案内している中で、心配な家庭を早期に発見できるということがあります。そのことをシートに記入し、応援センターに提出していることから、早期発見に繋がっているのではないかなと思います。

【会 長】例えば民生児童委員の方たちとの連携は図られているのでしょうか。

【事務局】資料には一部しか記載していませんが、虐待を例に挙げさせていただきますと、応援センターの窓口、母子保健推進員の全戸訪問、幼稚園、保育園、学校や民生児童委員などから心配な家庭があると連絡をいただいたりしておりますので、発見するネットワークはできていると思います。

【委 員】支援センターにおいても、遊びに来た親子の関係から早期発見というのはできると思います。応援センターの子ども相談・支援グループと母子保健グループの連携や、支援センター間の会議などから、情報を吸い上げているのでしょうか。

【事務局】虐待関連では、子どもを守る地域協議会を月一回開催しています。構成メンバーは、児童相談所、教育相談室、警察、応援センターの虐待を扱う担当と、母子保健の担当などであり、心配な家庭があった場合は情報を共有しています。

また、支援センターも応援センターの一部であり、課内会議を定期的に行い、支援センター会議で議論された内容についても情報共有を図っています。

【委員】三芳町やふじみ野市の支援センターなどに富士見市の子どもが遊びに行き、虐待が疑われるような場合には、他市から富士見市に連絡が入ることはあるのでしょうか。

【事務局】虐待防止法では、虐待が疑われる場合や虐待かどうか明らかではない場合でも、通告してくださいということになっています。

【会長】応援センター内での横のつながりをしっかり作っていただくということが大切であると思いますので、その辺のところを機能的にできるようお願いします。

P2 第1節1-⑤気づきマニュアルの作成と研修の実施

【会長】気づきマニュアルは、どちらに配布される予定ですか。

【事務局】気づきマニュアルは、関係機関に繋ぐことを目的にしていますので、例えば保育所、幼稚園、放課後児童クラブ、学校、民生児童委員や母子保健推進委員など、多くの関係機関の方に、会議等で配布し、周知をしていきたいと考えています。

【会長】このマニュアルを作成したのに、活用されないが一番もったいないので、実際にどういう所に配布すれば活用してもらえるのか、もう一度検討いただけたらと思います。

虐待などについて、幼稚園で耳に入ることはありますか。

【委員】市や警察、児童相談所等から連絡が入ることがありますが、実際に今まで虐待ということは無かったです。着替えや、体の動き、朝の状態、食事は取っているのか、お風呂に入っているのか、あとは、保護者の仕事の忙しさなど子どもたち一人ひとりをより深く見て、状況を把握するようしております。

また、虐待についての研修動画を先生全員が受講するなど、子どもの安全を守るという意識は、より高まっているような気がいたします。

【会長】突然の指名ですみませんでした。いろいろな方向から、発見をしていくことがすごく大事になってくると思うので、そういった関係機関との繋がりを強くしていただきながら、発見に努めていただけたらと思います。

【委員】関係機関である保育園、幼稚園、学校などは、虐待に関して研修が行われていますから、先生もプロの目から見て、この子は虐待を受けているだろうなということはわかり、通告することができますが、困るのは母親や父親が虐待ではないと思っている場合です。例えば、母親が夜仕事に行くため、毎日夜はカップヌードルや購入した弁当を食べているのは、ネグレクトだと思いますが、母親や父親には虐待という認識がないことがあります。そのようなところに気づきマニュアルを配布できたら良いと思います。

【委員】気づきマニュアルを関係機関に配布予定であれば、内容をもう少し踏み込んでいいと思います。このマニュアルは、一般の家庭や近隣の方に、わかりやすく、丁寧にまとめられていると思いますが、関係機関の方向けであれば、例えば、動物虐待の傾向がみられることや、小さい子どもを身体的にいじめる傾向があるなどを記載する方が良いと思います。一般の方向けと区別して整理されると、より関係機関の支援者としての知識と経験に繋がると思いました。

【事務局】貴重なご意見をいただきましたので、見直しにあたりそのようなことも踏まえて検討させていただきたいと思います。

P3 第1節3-①子ども未来応援基金の創設

【会長】子ども未来応援基金（以下、「基金」という。）は市民の方からの寄附で成り立っていますが、基金を潤沢にするにはどうしたらいいのか。また、その基金をどのように運用していくのかについて、いかがでしょうか。

【事務局】本事業は基金の創設となっていますが、すでに基金は創設されており、多くの団体に利用していただいています。計画の延長にあたっては、基金の安定的な運営のために、その基金を集める手段として募金箱や寄附型の自動販売機を加えました。他の方法でも集められるのではないかなどありましたら、ご提案をお願いします。

【委員】募金箱はどれぐらい設置しているのですか。

【事務局】現在のところ、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の入口に常設しているのみです。基金は社協に創設し、応援センターと一緒に運営しており、基金創設当初に10個程度の募金箱を作成しましたが、管理上の課題もあり設置できていません。今後、仕組みを社協と一緒に取り決めまして、多く設置していきたいと思います。

【会長】ルールはしっかりあって、集めていくということをしていかないと、集めたはいいが、それをどのように運用するのかと不信感を持たれてもいけないので、明確な仕組みを構築するのが良いと思います。コンビニで、募金箱が置いてありますが、店舗で募金をしていることを知っていて募金しているわけではなく、たまたま行った人が募金箱を見て、募金していく方が多いと思います。

基金については、多くの方に周知することが必要であると思いますので、例えばケーブルテレビで流していただくことや、SNSをうまく活用すると良いと思います。

【委員】基金に募金をしてもいいよという人がどこで募金ができるのか、募金したらそれがどのように使われるのかというのがわからないため、募金しにくいというのがあると思います。

【事務局】HPや広報を引き続き活用しながら、さらにSNSを使って目的等を周知すると、少しずつ皆さんの目に止まって、少しずつ募金が増えていくのかと思います。また、クラウドファンディングなど、さまざまな手法を検討していきたいと考えています。

P3 第2節1-① 空き家の利活用

【委員】第2節2-①に物資の保管場所が不足しているということが課題としてありますので、そちらで空き家を活用することはできないのでしょうか。

【事務局】これまでも活用について検討してきましたが、空き家として提供される条件と物資センターとして使いたい条件とのマッチングが難しいことや、補助金の確保、物資を流通させる仕組みの構築など課題が多く、実現には至っていません。引き続き検討していきたいと考えています。

【会長】市外の子ども食堂や物品販売している所にたまたま行った際、運営者に話を聞いたところ、開催する場所がなく、転々とその都度交渉して借りて開催しているということでした。子ども食堂や居場所づくりにしてもハード面が必要で、開催できず尻すぼみになっていくのは、本末転倒であると思いますので、空き家を活用できれば、進めていただきたいと思います。

P3 第2節2-① 生活支援物資供給センターの設置

【会 長】生活支援物資は、応援センターに集まるのですか。

【事務局】子ども食堂のネットワークを通じて届けられる物資の一部は応援センターにも届きます。先日も多くの搬入がありましたが、増進センターの廊下を借り、廊下に並べて、その日のうちに各団体に取りに来ていただくというような状況です。また、民間の事業者や社協に場所を一時的にお借りしている場合もあるようです。

P3 第3節1-①子どもの居場所となる場所の確保・支援

【会 長】既存の公共施設など地域の実情に応じ、引き続き支援しますということですが、具体的にはどのような支援をするのでしょうか。

【事務局】富士見市の方々は、子どもの居場所づくりに対して積極的で、応援センターは県のアドバイザー制度等を活用し、その開設について支援を行っています。令和3年度は3か所増えました。また、応援センターでは活動に公共施設を使用する際の連絡調整などを行っています。今後につきましては、コロナ禍やその後の居場所の在り方を団体と一緒に再構築していけたらと考えています。

P6 第4節1-④養育費確保に向けた情報の提供

【会 長】養育費を払われない方は貧困で困ってしまっている状況という方が多いのでしょうか。

【事務局】ひとり親は、離婚を機に経済的な不安を抱えることが多くあるのが現状です。養育費を受け取っていない方は、離婚前に取り決めができずに、離婚をされたという方が多いようです。

【委 員】養育費相談は、相談したい方にとってハードルが高いと思います。令和2年度の相談件数が17件で、目標は20件ですが、17件という実績は多いと思いますか。

【事務局】現在1回の相談日に3枠設けていて、1年間に12回の実施で36枠となり、令和2年度の実績が17件でした。離婚件数からするとまだ必要とされる方はいらっしゃるのではないかと思います。件数が多ければよいというものではありませんので、この目標値の設定については悩んでいるところではあります。

【委 員】その相談の枠は継続して相談ができるのですか。

【事務局】継続していただけます。

【委 員】17人というのは延べ件数ですか。

【事務局】延べ件数になります。

【委 員】この事業のような事後フォローの支援もすごく大事ではあると思います。ひとり親になって経済的なこと、子育て、ご近所のこと、仕事のこととあらゆることが降り注ぐ中で、腰を据えて養育費の確保に行政機関と手を取り合ってやろうというほど、気力と体力をもっていくまでのことがとても難しいなという印象がありますので、単発ではなくて継続ができるっていうのは、すごく良いと思います。事前の相談先が少なく、離婚する前に何を準備しておかなければいけないところを、法律的に教えてください。法テラスは単発になっていますので、事後フォローとやっぱり事前準備も大切なのかなと思いました。

【会 長】公的なもので言えば家庭裁判所の調停員が入れば、そこで約束事はできますが、そこまでの間がすごく難しいと思います。敷居を低くしてあげる方法を少し考えていくのも良いと思います。

私が活動しているフードパントリーに来る方は、基本的にはひとり親の人たちで、170～180世帯いますが、多くのお母さんたちは明るく、子どもたちもありがとうと言って帰っていきます。中には、なんとなく元気がない方もいますので、そのような方を行政としてどういう支援をしていけるのか、改めて周知や敷居を低くする方法を検討していただけたらなと思います。

【会 長】貧困対策整備計画の見直し案について、これまで改善、修正の内容を中心に話を進めましたが、取り上げてなかった中で、何かありましたら是非出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

～委員一同意見等なし～

5 事務連絡

【事務局】次回の会議の日程は未定ですが、決まり次第、ご案内いたします。

6 閉 会 副会長